

18川監公第14号

平成18年12月11日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年4月10日付け18川監公第4号で公表した定期監査及び同日付け18川監公第6号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨それぞれ通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿川 隆

同 奥宮 京子

同 小林 貴美子

同 西村 英二

18川総行革第199号

平成18年10月31日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 小林 貴美子 様

同 西村 英二 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成18年4月10日付け18川監報第5号で報告のありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成17年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

1 かわさき市民放送株式会社

（所管部局 市民局シティセールス・広報室）

（1）取締役会について

[指摘の要旨]

平成16年度は、法令上3か月に1回以上行うべき業務執行状況に関する報告が5月にしか行われておらず、7月以降は取締役会が開催されることもなかったため、取締役会の適正な運営について指導されたい。

[措置の内容]

取締役会について、関係法令に基づき適正に開催するよう指導した結果、平成18年度から適正な開催に努めている旨確認しました。

(2) 監査役の選任について

[指摘の要旨]

監査役2名のうちの1名については、別途税務及び会計に関して顧問契約を締結している公認会計士が就任していた。公正性と透明性の観点からも、監査役の選任について検討するよう指導されたい。

なお、指導に当たっては、会社法の施行に伴う監査役に関する制度改正についても留意されたい。

[措置の内容]

監査役の選任については、公正性と透明性の観点から問題であり、次期の監査役の改選に向けて、改善するよう指導したところ、次期監査役の改選に向けて、会計参与の導入も考慮した改善に努める旨の回答がありました。

(3) 契約事務について

[指摘の要旨]

放送番組契約等の契約書について見たところ、契約締結日が記載されていないものが散見されたので、契約事務を適正に行うよう指導されたい。

なお、かわさき市民放送株式会社経理規程等諸規程には、契約事務を処理するための手続が規定されていないので、契約事務に関する規定の整備について検討するよう併せて指導されたい。

[措置の内容]

契約事務を適正に行うよう指導したところ、締結日の記載漏れについては、平成18年5月までに法人担当者から契約書の写しが提出され、修正されたことを確認しました。併せて、契約事務の適正化及び業務の効率化を図るため、同年4月新たに「かわさき市民放送株式会社契約規程」を制定し、施行したことも確認しました。

(4) 資金運用について

[指摘の要旨]

平成16年度中における資金の運用状況について見たところ、年間を通して3,500万円から4,600万円の資金が普通預金で管理されていた。

かわさき市民放送では、累積欠損金を抱え厳しい経営が続いていることから、毎月の資金収支の状況を適切に把握し、資金の効率的な運用について検討するよう指導されたい。

[措置の内容]

資金運用について、ペイオフ等も考慮した、資金の効率的で安全な運用を行うよう指導した結果、今後は定期預金等の活用を行っていくとの回答があり、平成18年9月から定期預金を開始したことを確認しました。

2 川崎冷蔵株式会社

(所管部局 経済局中央卸売市場北部市場管理課)

(1) 決算の公告について

[指摘の要旨]

インターネットにおいて貸借対照表の公開を電磁的公示の方法により行う場合は、商法等の関係法令により、取締役会の決議及びウェブページのアドレスの登記が必要とされているが、これらの手続を行っていなかったため、今後は、決算

の公告について規定に基づき適正に行うよう指導されたい。

[措置の内容]

決算の公告について、法令に基づき適正に行うよう指導した結果、取締役会で決議し、登記等の必要な手続が行われました。ウェブページアドレスについては、履歴事項全部証明書により、平成18年7月に登記されていることを確認しました。

(2) 取締役会について

[指摘の要旨]

法令の規定上、3か月に1回以上行うべき業務執行状況に関する報告が、平成16年度は5月及び6月にしか行われておらず、7月以降は取締役会が開催されることもなかった。取締役会の適正な運営について指導されたい。

[措置の内容]

取締役会の適正な運用を行うよう指導したところ、法人からは、平成18年度から法令等に基づき取締役会を適正に開催する旨の回答がありました。

(3) 契約に関する規定について

[指摘の要旨]

川崎冷蔵株式会社経理規程により、一定の場合は契約書の作成を省略できているが、具体的な基準や契約手続などについて規定されていなかった。契約事務の適正かつ効率的な執行を確保するため、契約書作成に関する基準を明確にするとともに、履行内容を確認するための書面を作成するなどの改善を図るよう指導されたい。

また、同一の業者と長期間契約している事例等が見受けられたので、他業者による契約の可能性及び契約金額の妥当性についても検討するよう指導されたい。

[措置の内容]

契約に関する規定について指導したところ、契約に際しての具体的な基準や手続等を定めた契約事務取扱要項が、平成18年4月新たに制定されたことを確認しました。

また、同一業者との長期継続契約についても、他業者との契約の可能性等も含めて見直しを行い、単年度毎の契約とすることを確認しました。

3 川崎臨港倉庫株式会社

(所管部局 港湾局港湾振興部企画振興課)

(1) 決算の公告について

[指摘の要旨]

インターネットにおいて貸借対照表の公開を電磁的公示の方法により行う場合は、商法等の関係法令により、取締役会の決議、ウェブページのアドレスの登記及び貸借対照表の全文の公開が必要とされているが、これらの手続を行っていないので、決算の公告について規定に基づき適正に行うよう指導されたい。

[措置の内容]

決算の公告について、法令に基づき適正に行うよう指導したところ、平成18年6月の取締役会を経て、ウェブページのアドレスが同年7月に登記されたことを履歴事項全部証明書により確認しました。また、同年9月に貸借対照表の全文が公開されていることを確認しました。

(2) 経理規程の整備について

[指摘の要旨]

川崎臨港倉庫では、経理規程が整備されていないので、会計記録の正確性と信頼性の確保及び経営効率の向上を図る必要性があることから、経理規程を整備するよう指導されたい。

[措置の内容]

経理規程を整備するよう指導した結果、川崎臨港倉庫株式会社経理規程、川崎臨港倉庫株式会社経理規程運用細則及び川崎臨港倉庫株式会社勘定科目取扱要領が整備され、平成18年7月から施行されていることを確認しました。

4 三菱UFJ信託銀行株式会社

(所管部局 まちづくり局総務部庶務課)

(1) 資金運用について

[指摘の要旨]

土地信託契約書により、受託者は信託財産に属する金銭について、确实かつ有利な方法により運用できるとしている。平成17年3月31日現在、銀行勘定貸残高のうち、預り金返還準備金として別途積み立てて運用する額及び短期的な資金需要に備えるために必要な額を除いた部分は、普通預金利率を適用する銀行勘定貸以外での運用が可能である余裕資金と考えられるので、受託者において、确实かつ資金の性格を踏まえより有利な方法で運用するよう協議されたい。

[措置の内容]

确实かつ資金の性格を踏まえより有利な方法で運用するよう協議した結果、平成17年度決算における現金資産のうち銀行勘定貸は、敷金返還準備金として17年度収支差額から18年度当初積み立てる約1億6,215万円に、翌月分の前受け家賃等を加えた、約2億2,780万円のみとし、残額2億3,220万円については、金銭信託により効率的な運用に努めていることを確認しました。

(2) 賃貸料の改定について

[指摘の要旨]

賃貸料の設定については、土地信託契約書により、受託者は、近傍類似建物の賃貸料その他の賃貸条件を参考として適正な賃貸料の設定に努めなければならないとしている。

しかしながら、平成16年度は、入居テナントからの経営状況の悪化を理由とする賃貸料の減額要請に基づき、受託者が川崎市と協議し減額していた。

今後、賃貸料の改定に際しては、受託者において、同契約書に則り、賃貸料相場等を考慮した適切な価格維持に努め、収益確保を図るよう協議されたい。

[措置の内容]

賃貸料の改定に際しては、適切な価格維持に努め、収益確保を図るよう協議した結果、近傍類似建物の賃貸料相場その他の賃貸条件を参考とした適切な価格維持に努めること、入居テナントの経営悪化を理由として賃料の減額はしない旨確認しました。また、平成18年度から賃貸料の増額改定を一部実施したことも確認しました。